

JHB 営業第 33 号
令和 8 年 6 月 30 日

札幌市公共交通協議会協議運賃部会
部会長 飯田 敏之 様

ジェイ・アール北海道バス株式会社
代表取締役社長 宮越 宏幸

議案書の提出について

以下の運賃改定の内容について、協議をお願い申し上げます。

- 1 対象路線
令和 8 年 6 月 30 日現在、札幌市内において特殊区間制の運賃を適用している路線

2 運賃の種類、額及び適用方法

運賃の種類			現行	改定
普通旅客運賃	片道	大人	特殊 1 区 240 円 特殊 2 区 270 円	特殊 1 区 270 円 特殊 2 区 300 円
		小児	大人普通旅客運賃の半額 ※10 円未満の端数は 10 円 単位に切り上げる	大人普通旅客運賃の半額 ※10 円未満の端数は 10 円 単位に切り上げる
定期旅客運賃	通勤	上記片道普通旅客運賃を適用して算出した運賃 ※具体的な額は、当社が既に認可を受けた方法により 算出したものとする		
	通学			
回数旅客運賃				

- 3 改定実施日
令和 9 年 4 月 1 日

- 4 その他
貸切バスの公示運賃は、乗務員不足への対応及び労働条件の改善を図るため、2 年ごとに
見直すことを原則としています。
札幌市内路線バスの運賃についても、社員の待遇改善を毎年実施するために必要な原資を
確保する観点から、このたびの運賃改定の効果を検証したうえで、社会経済情勢の変化に応
じた再改定の必要性について、2 年後を目途に検討したいと考えております。